	ホール		芸術文化ホ	:µ 7	利 用	計	画	書		受付	日:		年	月	日
	と芸術文化ホー ノホールのご利		口 初利	用(きっかけ:	HP・チラ	シ・その	他	)		利用経馴	険あり	(前回	年	月	日)
■主催者			1												
団体名	リガナ					住	所	F	-						
代表者	Jガ <del>ナ</del>					ŧ	話			_			-		
■申請者	■申請者 (※窓口に来た方) ■連絡者 (※施設利用打合せ等の連絡を差し上げる方)														
〈□ 主催者	と同じ 口	その他	2(以下記入)	)>		<□	<□ 主催者と同じ □ その他(以下記入)>								
氏名	Jガ <del>ナ</del>					氏		<u> </u>							
住所	_					住	所	=	-						
						e-r	nail				0	<b>3</b> 0			
電話		-		-		電	話			-			-		
利用日					年		月			日(	,	)			
利用区分			 □ 午前	(9:00 <b>~</b> 12:0	nn)	口车	後(13:0	∩ <b>~</b> 1	7:00	<u> </u>	7 歩♬	間(18:00	1~22	·00)	
催事名			<u> </u>	(0.00 12.0	,,		<u> </u>	<u> </u>	7.00	/ <b>_</b>		д] (10.00	, ,,	.007	
作 <b>学</b> 石															
具体的な利用内容															
_,,,		開	場時刻	開演時	刻	終	寅時刻		- 18·	سقيم ليوا		なし・	<b>払い</b> (		円)
スケジュー	ール		:	:			:	•	入場	科寺		※ 入場料金		1質対象とな	
来場者数		計	名	出演者数		計	4	名:	客席の	利用		□ 1階席 □ 1階席	のみ利	用	יו בופיס
やまと芸術 での本番予		なし・	あり(	年 月	目( )	) 🗖 :	午前 午後 夜間	:	物品,	販売	7	なし・あ		売は事前に	) に要申請
■設備関選	<b>İ</b>														
ピアノ利用				• あり			反利用				設置に約	ノ・ あ 130分と、撤収		分を利用時	間に含む
搬入時の の利用予		なし	<ul><li>あり(</li><li>※ 車輌高さる</li></ul>	t × 3,5mまでの搬出	台) ¦入が可能	特殊特		<i>†</i>	il —	・あり	(	※大型の	の楽器、	機材、記念	) 念品など
■楽屋利月				施設・区分にレ	印を記入)		]時利用	<b>刊施</b> 記						区分にレ印 	を記入)
	午前		午後	夜間	定員	_			午	·前		F後		夜間	
楽屋1					7名		ホール チスペー	7							
楽屋2 楽屋3					4名		テムヘーラリー	-^							
楽屋4					15名										
楽屋5					45名										
<b>一种考</b>															
スタッフ記入欄											やき	まと芸術文	化ホー	レ	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										システムノ		台帳記		責任	者
市内確認 広報希			広報希望					(確認者	)	(確認者	雪)	受付	者		

市内	確認	広報希望				
未・済(	/ )・市外	なし・ あり (	用紙お渡し 未・済)			
申込	料金区分	加算	減免			
抽選 • 先着	本番・ リハ	なし・ あり	なし・ あり			

やまと芸術文化ホール							
システム入力	台帳記入	責任者					
(確認者)	(確認者)	受付者					
(唯祕伯)	(唯総有)	文刊有					
<u> </u>							

## やまと芸術文化ホール お申込み時注意事項

## 《ご予約の前に必ずご確認ください》

以下の【注意事項】をお読みいただいたうえで、確認サインをお願いいたします。 サインをいただきましたら、「利用計画書」を申し受けいたします。

## 【注意事項】

次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を承認しないものとします。

- (1)公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めたとき
- (3) 葬儀、告別式等に利用するとき
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者が暴力団・暴力団体・その他これに準ずる者等反社会的 勢力に該当することが判明したときなど芸術文化ホールの管理上支障があると認めたとき
- (6) 利用計画書の記載内容に偽りがあると認めたとき

利用及び利用の変更の承認を受けた後であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認等を取消、若しくは変更し、又は利用を中止させることができます。この場合において、利用者に損害が生じてもその責任を負いません。

- (1) 偽りその他不正行為により利用の承認等を受けたとき
- (2) やまと芸術文化ホール条例または条例に基づく規則に違反したとき
- (3) やまと芸術文化ホール条例第8条第3項に規定する条件に違反したとき
- (4) やまと芸術文化ホール条例第9条の各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (5) やまと芸術文化ホール条例第19条に違反したとき
- (6) 災害その他避けることのできない理由により利用できなくなったとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、利用者が暴力団・暴力団体・その他これに準ずる者等反社会的 勢力に該当することが判明したときなどその他やむを得ない理由により、指定管理者が特に 必要があると認めたとき

以上

	ご署名:							
確認	〒 <b>住所</b> :							
	電話:	(	)					